

**ベトナムにおける投資に関する行政手続の現状及び課題**

岡山県ベトナムビジネスサポートデスク  
グエン・ティ・タン・ニャン

【はじめに】

昨今、ベトナムにおける行政手続を透明化・効率化することが、経済成長の促進及び社会生活の改善に繋がる役割を果たすことが明らかになってきました。ベトナム政府は外国投資分野における行政手続を含む一般的な行政手続を透明化、簡素化の方向に改善するため、数多くの対策を実施していますが、現時点では満足いく水準まで改善されたとは言えません。このレポートにおいては、実施した調査及びベトナムに進出した外資企業からの評価を踏まえて、ベトナムにおける投資に関する行政手続の現状及び課題について述べます。

【ベトナムにおける投資に関する行政手続の概要】

ベトナム政府はベトナムへの国内外の投資家による投資活動を奨励しています。投資活動に関わる規定や手続などは、投資法、統一企業法及びその関連書類に定められています。管轄機関はウェブサイトやセミナーを通じて、各企業に周知しています。

投資証明書申請手続については、投資の規模、分野、地域等により、審査・投資証明書発行官庁が異なります。ベトナムにおいては、審査及び投資証明書発行官庁は人民委員会の計画投資局及び工業団地、輸出加工区、ハイテク区、経済区の管理委員会があります。近年、ベトナムの行政手続は改善されており、現在では全ての手続が管轄機関の窓口でやり取りできるようになりました。基本的に、新規進出企業は投資許可書発行官庁の窓口申請書類を提出し、申請書類の審査を受けます。管轄機関は審査案件に対して上級機関の意見を求めた上で、投資証明書を発行します。通常の所要期間は、不備のない申請書類を提出してから 15 営業日です。条件付投資分野の案件等は待機期間がより長くなります。申請書類の審査過程中には書類の補足を求められることもあります。実際のところ、会社設立申請には 3~6 か月かかり、駐在員事務所の開設には 3~4 か月かかるのが一般的です。

投資許可書の取得後、正式な活動に入るために企業は税務署での税コード登録、公安署での印鑑登録、銀行口座の開設、会社設立に関する新聞広告、労働傷病兵社会福祉局

での賃金テーブル・就業規則の登録などの 11 種類の手続を行わなければなりません。企業は投資に関する法律を遵守するほか、投資許可書に記載する事業内容にしたがって活動し、財務、保険、労働、会計、監査、統計等に関する報告の義務があります。具体的に、操業開始となった企業は管理機関へ財務報告書、税務報告書、統計報告書、プロジェクト実施進捗報告書、投資評価・監査報告書、商人報告書、活動状況報告書等といった定期的な報告書を提出し、それらの報告書の正確性に対し責任を負わなければなりません。操業中、事業内容を含む登録済みの企業情報を変更する場合は、管理機関にその変更を登録し、投資許可書の修正を申請しなければなりません。また、投資法などの法律に違反した場合、違反の程度、期間及び理由によって処罰を適用されます。

以上が投資許可書発行申請段階から企業の操業段階までの行政手続の概要です。上記手続を迅速・簡素に実施できるように、管轄機関と企業との間の密接な連絡が必須です。

#### 【投資に関する行政手続の現状及び課題】

上述のとおり、ベトナムでの行政手続は透明性が高まり、簡素化されつつあると言えます。いずれの役所にも書類の受け取り・引き渡し及び企業の疑問に回答する役割を果たす窓口部門が設置されています。また、手続の透明性は役所のウェブサイトにて法令及びそのガイドラインが掲載されていることにも表れています。さらに、ベトナム政府は現在、ウェブサイトを通じて申請書類の受領及び投資証明書の発行を実施するシステム開発を計画中です。

一方、ベトナムにおける投資に関する行政手続はまだ複数の課題を抱えています。例えば、管轄機関の幹部の不親切で無責任な態度や多くの手続の煩雑さ、法律と実際の手続が一致しないことなどです。現状を改善する政策の一つとして、ベトナム政府は管轄機関の間の連携を図っています。このような連携が速やかになると、重複する手続が徹底的に改善され、企業のベトナムへの進出準備期間が大幅に短縮できると考えられます。

#### 【ベトナムにおける投資に関する行政手続についての投資家からの評価】

ベトナムの投資に関する行政手続について、積極的な評価として、国際金融公社 (IFC) と世界銀行 (WB) の 2011 年経営環境報告書によれば、ベトナムは最良改革国ランキングの 10 位にランクインする見込みです。一方、ベトナム企業フォーラムにおける経営環境評価調査 (2010 年度) によれば、行政改革の進捗に関する評価は低く、同フォーラム秘書委員会の考察では、「2010 年の行政手続が 2009 年に比べ簡素化の方向に改善されると考えるローカル企業は 74.43%であるのに対し、外国企業ではわずか 36.36%にとどまった」などの消極的な評価もあり、投資に関する行政手続の改革は外資系企業には

あまり評価されていないと見ることもできます。その理由は、未成熟な法律システムや法令周知の方法などがまだ投資家の要求を満たしていないことにあります。

【おわりに】

ベトナムの行政手続は一般的な開発途上国に特有な部分があり、あえて不透明さを残しているのではないかという識者からの指摘もあります。

しかしながら、IT化及び国際化のトレンドの中で、ベトナム政府をはじめ管轄機関は改善に取り組んでおり、その実現のためには各企業の協力も重要な要素の一つであると思われま